

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年7月24日(2008.7.24)

【公表番号】特表2008-504404(P2008-504404A)

【公表日】平成20年2月14日(2008.2.14)

【年通号数】公開・登録公報2008-006

【出願番号】特願2007-518309(P2007-518309)

【国際特許分類】

C 08 G 63/91 (2006.01)

C 08 G 63/08 (2006.01)

C 08 G 59/40 (2006.01)

C 08 L 101/16 (2006.01)

【F I】

C 08 G 63/91

C 08 G 63/08 Z B P

C 08 G 59/40

C 08 L 101/16

【手続補正書】

【提出日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

末端水酸基若しくはカルボン酸基、又は末端水酸基及びカルボン酸基の両反応基を持つポリラクチド樹脂と、1分子あたり平均2～15個の遊離エポキシ基を持つアクリルポリマー又はコポリマーとの反応産物からなり、このアクリルポリマー又はコポリマーの重量平均分子量が1,000～6,000であり、かつエポキシ基あたりの分子量が150～700である、長鎖の分枝を持つ溶融加工可能なポリラクチド樹脂。

【請求項2】

前記反応産物において、前記アクリルポリマー又はコポリマーが、開始ポリラクチド樹脂1モルあたり0.5モル以下である請求項1に記載のポリラクチド樹脂。

【請求項3】

前記アクリルポリマー又はコポリマーが、開始ポリラクチド樹脂1モルあたり0.05～0.4モルである請求項2に記載のポリラクチド樹脂。

【請求項4】

前記開始ポリラクチド樹脂が、分子あたり平均0.8～1.5個のカルボキシル基を含有する請求項2に記載のポリラクチド樹脂。

【請求項5】

前記開始ポリラクチド樹脂が、ポリスチレンを標準物質としたゲル浸透クロマトグラフィーによる測定で、数平均分子量が30,000～250,000である請求項4に記載のポリラクチド樹脂。

【請求項6】

前記開始ポリラクチド樹脂が、1分子あたり平均0.8～1.25個の末端カルボン酸基を有し、かつ前記アクリルポリマー又はコポリマーが、1分子あたり、平均2～10個の遊離エポキシ基を有する請求項1に記載のポリラクチド樹脂。

【請求項 7】

溶融加工可能なポリラクチド樹脂とアクリルポリマー又はコポリマーとの混合物を該ポリラクチド樹脂のガラス転移温度以上まで加熱する工程からなる方法であって、該ポリラクチド樹脂が少なくとも 40 のガラス転移温度を有し、かつ末端水酸基若しくはカルボン酸基、又は末端巣酸基及びカルボン酸基の両反応基を有し、該アクリルポリマー又はコポリマーが 1 分子あたり平均 2 ~ 15 個の遊離エポキシ基を持ち、このアクリルポリマー又はコポリマーの重量平均分子量が 1,000 ~ 6,000 であり、かつエポキシ基あたりの分子量が 150 ~ 700 である、溶融加工可能なポリラクチド樹脂に長鎖分枝を導入する方法。

【請求項 8】

開始ポリラクチド樹脂と、1 分子あたり平均 2 ~ 10 個の遊離エポキシ基を持つアクリルポリマー又はコポリマーとの反応産物であって、開始ポリラクチド樹脂 1 モルに対し、アクリルポリマー又はコポリマーが 0.5 ~ 2.0 モル であり、このアクリルポリマー又はコポリマーの重量平均分子量が 1,000 ~ 6,000 であり、かつエポキシ基あたりの分子量が 150 ~ 700 である、遊離エポキシ基を有するポリラクチド樹脂。